

1 関連条項

(1) 火薬類取締法

- ・ 第 2 5 条第 1 項 (消費)

(2) 火薬類取締法施行規則

- ・ 第 4 8 条 (消費の許可申請)
- ・ 第 4 9 条 (無許可消費数量)
- ・ 第 5 0 条～第 5 6 条の 4 (消費の技術上の基準等)

(3) 通達等

- ・ 1 6 歳以上 1 8 歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示 (平成 1 8 年 3 月 3 1 日 経済産業省告示第 6 9 号)
- ・ 火薬類取締法令施行について (昭和 2 5 年 1 2 月 2 0 日 2 5 化第 3 2 9 0 号)
- ・ 火薬類取締法令の一部改正について (昭和 2 8 年 8 月 2 5 日 2 8 軽局第 8 3 3 号)
- ・ 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について (昭和 3 0 年 9 月 2 日 3 0 軽局第 1 5 4 4 号)
- ・ 火薬類取締法施行規則の一部改正について (昭和 3 9 年 1 2 月 1 0 日 3 9 軽局第 7 4 1 号)
- ・ 火薬類の取締り強化について (昭和 4 2 年 6 月 1 3 日 4 2 化局第 3 2 4 号)
- ・ 火薬類取締法施行規則の一部改正について (昭和 4 2 年 1 2 月 2 0 日 4 2 化局第 6 4 8 号)
- ・ 火薬類取締法施行規則の一部改正について (昭和 4 5 年 1 月 2 8 日 4 5 化局第 3 1 号)
- ・ 火薬類取締法施行規則の一部改正について (昭和 4 9 年 3 月 2 日 4 9 立局第 1 5 8 号)
- ・ 煙火による災害防止について (昭和 4 9 年 6 月 2 5 日 通商産業省立地公害局保安課長通達)
- ・ 火薬類に関する対策の強化について (昭和 5 0 年 2 月 2 8 日 5 0 立局第 1 2 8 号)
- ・ 火薬類取扱所の構造等の基準について (昭和 5 5 年 1 2 月 2 日 5 5

立局第513号)

- ・適用除外火工品の指定及びガス導管発破の消費の技術上の基準について（昭和60年7月5日60立局第199号）
- ・火薬類の販売営業の許可等について（平成元年7月1日元立局第230号）
- ・火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈運用について（平成5年6月4日4立局第118号）
- ・火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則の運用及び解釈の基準について（平成9年9月26日平成09・09・25立局第1号）
- ・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号）
- ・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成18年6月30日平成18・06・23原院第2号）

(4) 火薬類取締事務に係る申請要領

- ・第4-1 火薬類消費許可申請書
- ・ 同 火薬類譲受消費許可申請書

(5) 火薬類取締事務に係る申請書等審査（調査）要領

- ・2-(2)-カー(ア) 火薬類消費許可申請書

(6) 火薬類取締事務に係る許可等補完基準

- ・1.1 火薬類取扱所、火工所及び発破場所等の相互間距離並びに帳簿等の保存期間
- ・1.2 火薬類取扱所及び火工所の構造等
- ・1.3 煙火消費